

「書同文」考

山田 崇仁

【要約】 始皇帝による天下統一（紀元前二二一年）以降に実施したとされる諸政策の一つとして、後世「文字の統一」と称されるものがある。しかし、その実態について、今日でも多くの異論が提示されている。本論ではこれを解明するために、「文字の統一」政策の象徴とされる琅邪台刻石「書同文字」の語源「書同文」「書同名」の理解から説き起こし、それが「任意の概念とその表現との関係を一意に定める」と解釈する。そしてそれを踏まえ、統一秦期の「文字の統一」政策について検討を行う。まず「文字の統一」に必須の要素を整理し、次に秦の書記言語に関する政策の分析を行った。その結果、「書同文」「書同名」的志向が秦の文字政策に存在すること、加えて他の「文字の統一」に必須の要素を含んでいることを確認し、統一秦期の文字政策は「文字の統一」と称するに相応しく、また、視覚を通じた秦の天下支配そのものであると結論づけた。

史林 九一巻四号 二〇〇八年七月

はじめに

紀元前二二一年、秦は齊を滅ぼして天下を統一し、国君たる秦王政は最初の皇帝、すなわち始皇帝となった。

始皇帝による天下統一（以下、統一秦と称す）以降に実施したとされる諸政策の一つとして、後世「文字の統一」^①と表現^②されるものがある。これは、始皇帝の事跡を顕彰するために建立された石碑^③中、最も早期に属する琅邪台刻石の銘文（冒頭に「維二十八年（前二一九）年の紀年情報を記す）の「同書文字（書の文字を同じくす）」と、それを踏まえた前漢の司馬遷

による『史記』秦始皇本紀二十六年条の「書同文字」のいづれもが、統一秦期に実施された文字の統一政策を象徴的に表現したものと解して提示されたものである。

現在の概説書の多くも、統一秦期の施策の一つとして文字の統一を採り上げるが、その具体的内容については複数の説に分かれ、統一された見解が提示されているとは言い難い（穀山一九九四・鶴間二〇〇一・太田二〇〇三等）。

一般にこの政策は後漢の許慎による『説文解字』序「秦の始皇帝、初めて天下を兼ね。丞相李斯乃ち奏じて之を同じくし、その秦文と合せざるものを罷む。斯、倉頡篇を作る。中車府令趙高、爰歴篇を作る。太史令胡毋敬、博學篇を作る。皆な史籀大篆に取り、或ひは頗る省改す。所謂小篆なるものなり。」にもとづき、「文字の書体を秦系の小篆に統一することだと解されてきた。」^④

しかし、これについては、隸書も含めるべきだとする裘錫圭一九八八の付加説や、書体のみ議論を矮小化する書体ではなく「語彙や文法も含めた文章語書写習慣の統一であった」とする大西二〇〇六や、「文書形式や書写媒体の規格の統一」をも含めるとする鶴間二〇〇一の他、多くの解釈が提示され、陳一九九七ではそれを以下の八種に整理している。^⑥

- ① 小篆への統一とする説。
- ② 篆書・隸書の並行とする説。
- ③ 秦篆を軸とする書体の整理とする説。
- ④ 地域によって異なる大量の異体字の整理とする説。
- ⑤ 「書同文」は字形を統一したのではなく、その運用面である文章語の形式を統一したとする説。
- ⑥ 小篆を「書同文字」の標準とする政策は失敗したとする説。
- ⑦ 戦国各国の文字の差異は大きくなく、七国の文字の異形を誇大に説くだけに過ぎないとする説。
- ⑧ 始皇帝期の「書同文」政策は、命令の形式や内容の統一を指すのであり、書体や字形の統一を指すものではないと

する説。

なぜ、このような解釈の揺れが発生するのか。

それは、論者の多くが「書同文字」について、統一秦期の文字の統一を背景として生み出された表現であるとする認識を有していることに根本的要因がある。

句の構造から見ると、「書同文字」の「同」が「ひとしくする」の意と解されるため、句全体は「Aの（一部分である）Bをひとしくする」と抽象化され、A・Bの関係は「AはBの上位集合（BがAの部分集合）」となる。実際の「書同文字」では、A（書）がB（文字）の上位集合となるため、全体としては以下の解釈となる。

「書」が持つ諸概念の内、「文字」として表現される概念のみを統一した。

次に問題となるのは、「書」と「文字」が指し示すのはそれぞれ何か、また、「文字」が「書」の持つ何を「ひとしくする」のだろうか、という点である。「書」と「文字」が親集合・子集合の関係にある以上、それぞれが意味する概念を明白にしない限り、この問題の根本的解決は果たせない。しかし、管見の限り、「書」が何を指すか、また「文字」が「書」の指し示す諸概念の何れの部分と重なるのかについて、明確な定義を行った上での立論をする先行研究は無い。

これに加えて、解釈が異なる根本的要因として、「文字」が指し示す概念はそもそも何か^①及び「文字」を統一するとはそもそも何か^②についての定義が曖昧であることが指摘される。そのため、各研究者によって異なる文字とその統一のイメージが議論に反映され、結果として今日多くの異論が提示されることになったのである。

考（山田）
一般に、「文字」とは「書記言語（書きことば）」を介した情報交換を行う際に使用される記号（以下「書記記号」と称すが、表記の煩雑化を避けて「」は略す。）を意味する表現と認識される^③。上述の文字の統一に関する議論も、その認識を前提にすることには代わりがない。

同文
しかし、「文字」という表記自体が秦始皇本紀に初出し、その後も司馬遷まで百年以上もの間使用例が無いため、同時

代的に「文字」書記記号」の関係がどの程度認知されていたか自体、実は確言できないのである。

この問題に対し、筆者は山田二〇〇八にて、「文字」という表記が、現在『禮記』の一編として知られる『中庸』に見える「書同文」を引用するに際し、琅邪台刻石銘文の「四字句十二句目句末（八字）での押韻」という修辭上の制約を受けて、「書同文」の末尾に秦系の書記記号を意味する表記である「字」を付加したものであることを明らかにした。

書記記号は何らかの概念と結びついて初めて効力を發揮するが、修辭上の必要性から生まれた表記である「文字」は単なる記号の羅列でしかなく、それ故に本来的に任意の概念との結びつきを持たない。そのため「書同文字」からも、何の解釈をも導き出すことは不可能なのである（存在しない概念の統一を説明することになるからである）。

但し、「書同文字」が戦国期の「書同文」「書同名」を下敷きに創作された以上、その表現と統一秦期の文字の統一政策との間には、何らかの重なり合う部分が存在するはずである。

そこで本論では、統一秦期の文字の統一政策について明らかにするために、「書同文」「書同名」とは何を指す表現であるかについて分析し、それを踏まえて統一秦期の文字の統一政策について検討を行うことにした。

まず、戦国期の思考としての「書同文」「書同名」とは何を指す表現であるかについて分析する。①Aに相当する「書」が、「書記言語」に関連する複数の概念を表現するために使用される書記記号であることを明らかにする。②「文」「名」が①で整理した「書」が指し示す複数の概念のうち、何れを表現するために使用されるのかについて明らかにする。③①②の結論を踏まえ、「書同文」「書同名」が何を指し示すのかについて述べる。

次に、③の結論を踏まえて、統一秦期の文字の統一について検討を行う。④「文字の統一には何が必要か」についての条件を整理する。⑤秦律等の用例から秦で実施された文字の統一政策について検討する。⑥⑤で検討した諸政策が①の条件に当てはまるか否か（文字の統一と認められるか否か）について検討する。

そして最後に、「書同文」「書同名」と統一秦期の文字の統一政策について比較検討し、その類似点や相違点についてま

とめる。

- ① 本論では、原文・句や書き下し・現代日本語訳を引用する場合には「」を、(本論でのみ適応可能な)定義語を指し示す場合は□を使用する。但し、「文字の統一」自体については、本論で頻出するため、以下、括弧を除去して表記する。
- ② 本論で多用する「概念」「表記」「表現」は、以下の意味で使用する。「概念」とは、ある事物に対する抽象化・普遍化された包括的意味内容を指す。「表記」は「文字(本文で後述する書記記号)」の一つ以上の羅列(≡文字列)だが、何らかの概念と結びつかない、単なる「文字」の羅列を指す。「表現」は、「文字」の一つ以上の羅列だが、何らかの概念と結びつくもの(形態素・テキスト等)を指す。以下、何れも表記の煩雑化を避けて「」は略す。
- ③ 秦刻石については、鶴間一九九六を参照されし。
- ④ 「文字も従来は各国ごとに異なつた書体が使われてきたが、始皇帝によって、李斯が考案したといわれる篆書に統一された。」太田二〇〇三。三四一頁。また、永田二〇〇一でも、同様の解説をしている。
- ⑤ 藤枝一九九九でも、皇帝専用の書体である小篆と臣下用の書体である隸書の二つに整理されたとする。

第一章 「書」「文」「名」三者の関係

第一節 全てを包括する——「書」——

上述したように、「書」が集合の全体Aに相当する以上、複数の概念を含むことがまずは了解される。実際、先秦文献で「書」の用例を調べると、多くの異なる概念を表現するために用いられていることが確認される。

- ⑥ 近年の日本における統一秦期の文字の統一政策に関する諸説については、矢野二〇〇五が整理している。
- ⑦ 「文字」の解釈の古典として、『説文解字』序の「文」を象形(蓋し象形に依類する。故に之を文と謂ふ。)。・「字」を形声の象徴(その後形聲相益す。即ちこれを字と謂ふ。))とし、その組み合わせとして書記記号の概念を表現したのだとする解釈が知られる。但し、この説自体は、本論で採り上げる『左傳』宣公十二年の「武」を「止武の構成要素を持つ「文」として解釈する用例からも成立しない(「文」は象形以外の「書記記号」を指すという事実)。但し、『説文解字』序の当該部分自体、『太平御覽』卷七百四十九：書下：古文引く)『孝經援神契』佚文「その文理象形の屬、則ちこれを文と爲す。…(中略)…形聲會意の屬、則ちこれを文と謂ふ。」とその表現を殆ど一致する事から、おそらく前漢末期に作為された隸書説を許慎が利用したものと推測される。
- ⑧ 従来の研究は、「書同文字」を引用したものが「中庸」や「管子」君臣上「書同名」であるとすると認識が圧倒的であった。山田二〇〇八はそれに対する反駁である。詳しくは同論文参照。

「書」の用例として最も多いのは、所謂『尚書』を指すものだが、それ以外についてもいくつか挙げてみた。
「書く」という行為

①「論語」衛靈公「子張、諸を紳に書す。」（前五世紀）四世紀交代期を成書の下限とする

「春秋公羊傳」「春秋穀梁傳」「何を以て書す」（頻用）（以下、『公羊傳』・『穀梁傳』と略す。『公羊傳』前三世紀前期・『穀梁傳』同中期の成書）

「公羊傳」「春秋穀梁傳」「春秋左氏傳（以下、『左傳』と略す）」「書せず」「書す」（何れも頻用）（『左傳』前四世紀中期の成書）
書かれたもの（あるいは書記言語も含む）

④「書」召誥「周公乃はち朝に書を用ひて、庶殷・侯・甸・男・邦伯に命ず。」

「書」顧命「大史書を乗りて、賓階より降る。」

「左傳」襄公九年他・「孟子」告子下「載書」（『孟子』の成書は前四世紀末～前三世紀初頭。但し、各篇の孟子の言説は、前四世紀後半期に活動した孟子自身のそれを反映したものとす）^⑤

書記記号^⑥

⑦「世本」作篇（『尚書正義』序引）「蒼頡書を作る。」

⑧「呂氏春秋」君守「蒼頡書を作る。」

「韓非子」五蠹^⑨「古者、蒼頡の書を作るや、自ら環する者、之を私と謂ふ、私に背く、之を公と謂ふ。公私の相ひ背くや、乃ち蒼頡面より以て之を知る。」

⑩「蒼頡篇」「蒼頡書を作る。」

また、「書」は、金文に使用例があるように、古くから使用されていた。この中で最も頻度が高いのは、「命書」である。
これは冊命儀礼において確認・新たに与えられる職事につき、王の言辞の形式で記したものとされる。^⑫

師旂鼎・殷周二八〇九^⑧「弘以て中に告げて書せしむ。」

袁鼎・殷周二八一九(林ⅢB)宣王二十八年「史□、王に命書を授く。」

頌鼎・殷周二八二七(林ⅢB)宣王三年「尹氏、王に命書を授く。」

免簋・殷周四二四〇(林Ⅱ)「王、作冊尹に書を受け、免に冊命せしむ。」

以上のように、「書」は「書くこと」「書かれたもの」や書記言語に属する諸概念(書記記号等)を表現する記号である。「書」は正しく「A同B」のAとなるに相應しいが、ではBである「文」「名」は「書」の持つ概念のどの部分に相当するのか。次にこれについて述べよう。

第二節 表象に偏する——「文」——

文献に見える「文」の用例は複数ある。「書」と同様、いくつか例を挙げる。

紋様

⑩「詩」小雅 南有嘉魚之什 六月「織文鳥章。」

書記言語(含テクスト)

「論語」學而「子曰はく、弟子は入りては則はち孝、出でては則はち弟、謹しみて信、汎く衆を愛し、而して仁に親しみ、行に餘力有り、則はち以て文を學ぶ。」

「論語」八佾「子曰はく、夏の禮吾れ能く之を言ふも、杞は徴とするに足らざるなり。殷の禮吾れ能く之を言ふも、宋は徴とするに足らざるなり。文献の足らざるが故なり。足れば則はち吾れ能く之を徴とせん。」

「論語」衛靈公「子曰はく、吾れ猶ほ史の文を閲き、馬有る者は、人に借してこれに乗らしむるに及べち。今は亡きかな。」

書記記号

『左傳』宣公十二年「夫れ文に、戈を止めるを武と爲す。」

『左傳』宣公十五年「故に文に、正に反するを乏と爲す。」

『左傳』昭公元年「文においては、皿蟲を疊となす。」

『孟子』萬章上「故に詩を説く者は。文を以て辭を害せず。辭を以て志を害せず。意を以て志を逆ふ。是れこれを得るとなす。辭を以てするごときのみ。」（朱熹『孟子集注』「文は字なり。辭は語なり。」）

【武】と対比される概念としての【文】

【詩】小雅 南有嘉魚之什 六月「文武なる吉甫」

【文である】という評価

【論語】八佾「子曰はく、周の二代に監みるに、郁郁乎として文なるかな。吾れ周に従はん。」

多くの例から極く一部を挙げたに過ぎないが、ここで着目したいのが『左傳』（前四世紀半ばの成書）の用例である。実は、これが（現在確認可能な文字資料では）書記記号の概念を表現するために使用された最初の用例である。それまで書記記号自体を指し示す表現は存在しなかった。その理由は複数存在するだろうが、ここでは「書」や「名」ではなく、「文」の概念と重なりと認識されたことに着目すればよい。

【文】の初義について、白川静は「文身（いれずみ）」であるとする（白川一九五五「釈文」及び白川一九七〇「文」参照）。

「文身」とは皮膚に施された文様であり、この初義を持つ「文」が書記記号を示す際に使用されたのは、「文身」が皮膚という媒体の表層部分に示された形（加えてその形が何らかの概念と結びつく）に着目し、それを他の媒体に施された形を指し示すために借用したと推測される。すなわち、「書」の「文」とは、書記記号の記号としての「形」（記号を構成するストロークそのもの）に着目した表現と理解される。

書記言語（書） →（同） → 書記記号による視覚化（文）

しかし、「文字」は、単に「形」の要素のみで構成されるものではない。それは、『左傳』がある「文（文字）」について、対象となる「文」を分割した結果得られる個々の「文」の概念の集積として、もとの「文」の概念を把握するという姿勢自体にもうかがえる。この議論が成り立つためには、個々の概念とその「文（表現）」との関係が規定され、それが社会的に通用している必要がある。この概念と表現との関係は、実は諸子百家の間では古くから議論されてきた命題である。それが「実」と「名」との関係である。

第三節 「実」との対応——「名」——

書記記号に関連する「名」の用例は極く少ない。但し、何れも重要な示唆を与えてくれる。

一つ目は、戦国最末期の成書である『周禮』に見える「書名」という表現であり（『周禮』の成書に関しては、山田二〇〇六a参照）。

【周禮】外史「書の名を四方に達するを掌る」鄭注「或ひは曰はく、古は名と曰ふ。今、字と曰ふ。四方をして書の文字を知りて、能くこれを讀むを得しむるなり。」¹⁹

【周禮】大行人「書名を論し」鄭注「書名は書の字也。古は名と曰ふ。聘禮に曰はく、百名以上…と。」

何れも鄭玄は「名」について書記記号を指すと認識している。この認識は、『儀禮』聘禮記の記述から導き出されたものである。

若し故有らば、則ち聘を卒へ、束帛に書を加へて命を將す。百名以上は策に書し、百名に及ばざれば方に書す。

【書同文】考（山田）

「名」の直前に「百」という数値が付き、また「書」という行為と「策」「方」という媒体、それに加えて「以上」「不及」という範囲が記述される以上、聘禮記の文は「百を基準として書写する媒体を変える」と解釈される。従って、「名」は書記記号を数える際に使用する助数詞（現代中国語の量詞に相当）と解釈される。

このテキスト自体は聘禮の経文解釈である記の一部である以上、聘禮経文よりは成書が降る。但し、この用例が記号の数を数える助数詞の用法であり、後述のように統一秦以降、同様の用法で使用される書記記号が「字」に統一されることからすれば、記の成書は統一秦より前に遡り、また書記記号を数える助数詞としての「名」の用法も、統一秦より前であることが了解される。

ともあれ、戦国の魯地域の言語空間を反映する『儀禮』に助数詞として「名」が使用される事実からして、この時代・地域の書記記号に関連する表現として「名」が使用されていたことを確認させる。

同様に数値と「名」を組み合わせた表記が先秦文献に幾つか見える。

『禮記』曲禮上（前四世紀前半成書）・檀弓下（前四世紀前半成書）「二名は偏諱せず。」

『公羊傳』定公六年・哀公十三年「二名なるを譏る。一名は非禮なり。」

『墨子』經說上（前三世紀後半成書）^⑩「同とは、二名一實なるは、重同なり。兼に外れざるは、體同なり。俱に室に處るは、合同なり。以て同じき有るは、類同なり。」

『禮記』『公羊傳』の用例は、「二文字の名」、『墨子』の用例は「二つの名」と解釈される。この場合、「名」は人物・事物を個別に識別する記号としての用法と、直前に数値が附されることから助数詞としての用法を兼ねて使用されていると判断される。従って、これも一種の書記記号の数を数える用法と理解してよい。上述の『儀禮』聘禮記の用例も、おそらくこのような用例の中から生まれたものであろう。

これらの例では、「名」が書記記号を数える際に助数詞として使用されることが確認された。しかし、この用法から「書同名」の解釈を導き出すことは不可能である。そこで「名」が持つ他の概念から「書同名」に迫ることにする。

そもそも「名」とは、任意の概念について他の概念と区別するために必要となる個別稱謂を命名する行為及び個別稱謂そのものを指す。

この「名」については、諸子百家の言説でも採り上げられてきた。その最も早期の例は、儒家の開祖孔子に遡る（『論語』子路「子曰く、必ずや名を正さんか。』。その他、特に「名家」として分類される恵施（『莊子』天下篇）や公孫龍子（『公孫龍子』）の議論や、戦国末の儒家である荀子の「正名篇」等でその一端が窺えるが、このことから、春秋末から戦国期を通じて、「名」の問題が一定の関心を持たれ続けていたことが了解される。尤も、それぞれの「名」への関心は、事物の構成要素を分割・相対化する公孫龍子や恵施等の他に、「名」とそれが表す対象である「実」との関係を政治的に構築し運用することに主たる関心を向ける荀子や韓非子等、それぞれ方向性が異なっていた。

本論では議論の手がかりとして、その中から『荀子』「正名」篇の説を参考に「名」が書記記号のどの概念と重なるのかについて述べることにする。『荀子』を採り上げたのは、「書同文」「書同名」に関連する以下の条件に当てはまる人物として、荀子が相応しいと判断したからである。

① 「書同文」を使用する『中庸』の成書時期と近接（山田二〇〇五参照）すること（『中庸』は儒家文献であり、『中庸』の成書時期に荀子は齊・魯地域を活動地域としていた）。

② 「書同名」を使用する『管子』君臣上が、齊地の学問を反映すると想定されること（荀子は、紀元前三世紀前期後半期に、齊の稷下の学壇に所属していた）。

③ 琅邪台刻石を含む秦の刻石銘文の選者に擬せられる李斯は、荀子の弟子であった。

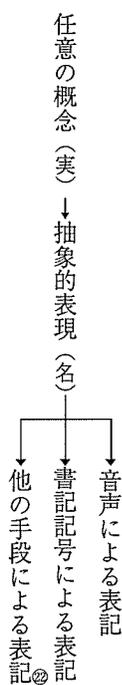
『荀子』正名篇には、「実」と「名」との関係についての記述がある。

名には固宜無し。これを約して以て命ず。約定まりて俗成ればこれを宜と謂ふ。約異なれば則ちこれを不宜と謂ふ。名には固實無し。これを約して以て實に命ず。約定まりて俗成れば、これを實名と謂ふ。

「書同文」考（山田）

この記述は、言語学の創始者として名高いソシュールの「シニフィエ（名）」と「シニフィアン（実）」との関係や、「名」と「実」との関係が恣意的（名には固宜なし）であるとする指摘との関連でよく知られている。²⁴ソシュールのシニフ

イエとシニフィアンとの関係は、音声言語を対象としたものだが、荀子の「名」とは、音声や書記記号等の手段で具現化（表記）される以前の抽象的表現（或いは抽象的表現＋具現化双方を含む）状態として捉えた方がよい。



但し、本論で対象とする「名」は、前提条件として「書（≡書記言語）」を対象とするため、ここでの「名」は「抽象的状态」と「書記記号による具現化」を含めたものと解釈してよい。従って、句は「書記言語における「概念」（美）」と「その表現＋表記」（名）との関係を一意に定める」と解釈される。

書記言語（書） →（同） → その表現＋書記記号を用いた表記（名）

第四節 「書同文」「書同名」とは何を意味するか？

前節では、「書」「文」「名」三記号の指し示す諸概念を検討した。その結果として、以下のことを確認した。

① 「書」は、書記言語に関連する複数の概念を表記するために用いられた。また、これら等の用例としては、「文」「名」よりも古くから使用されていた。

② 「文」は、任意の媒体の表面に表象として存在する「形」に着目した表現である（表象を中心に据えた表現）。また、書記記号そのものを指し示すために使用された最古の表現である。

③ 「名」は、任意の概念と言語との対応関係を指す（書記言語・口頭言語双方を含む）表現である。また、「名」には、書記記号を数えるための助数詞としての用例が存在する。

従って「書同文」については、「文」が媒体上に表現される形象そのものに着目した表現である以上、「任意の概念に対

し、書記記号が表す形を同じくする」と解釈される。無論この関係が成立する以前に、任意の概念とその表現との関係が既に統一されていることが前提となる(何故なら、この関係が統一されていない場合、同一の表記が異なる概念を指し示す事態が生じ、書記言語の統一が不可能となるからである)。

同じく「書同名」についても、上記のように、「名」が音声・書記等の言語表記の手段を問わない概念的表現を意味すること、書記言語を指す「書」が記される(言語を限定する条件)ことを踏まえれば、この「名」は「書記記号による表記を同じくする」、すなわち上記「書同名」の「文」と同義であることが了解される。

以上の検討の結果、「書同文」「書同名」の両者は共通の解釈、すなわち「書記言語における任意の概念とその表記との関係を一意に定める」となることが了解される。

では、このような思考は、書記言語関連の政策としてどのように実現されていたのだろうか。その事例となるのが、統一秦期の文字の統一政策である。

- ① 「論語」の成書時期に関しては様々な説があるが、前四世紀前期～中期の成書である「礼記」曲礼・檀弓・緇衣・坊記・表記といった諸篇や「左伝」では「論語」が全面的に引用されている。私見では、「論語」最後発の諸篇の一とされる季氏篇を曲礼が引用することを踏まえて、各篇成書の下限を前五世紀～前四世紀交代期に想定している。
- ② 「公羊傳」「穀梁傳」の成書時期については、吉本二〇〇三b・山田二〇〇六bを参照。
- ③ 「左傳」の成書時期については、吉本二〇〇二・山田二〇〇六bを参照。
- ④ 「書」の最古に属する一群の成書時期は、概ね春秋末期に相当する。これは、洛誥等に見える金文に類似した語彙の用法が、西周金文のそれとはかけ離れていることが根拠となる(西周金文的な用語法が忘却

されている)後出の証拠。吉本二〇〇六a・二〇〇七a参照。

⑤ 「孟子」の成書時期については、山田二〇〇四を参照。

⑥ 「書」に関連する書記記号の表現として、「易」繫辭伝下の「書契」が知られる。この表記は前漢末の劉歆「七略」によって「書契」文字の古称」と解釈され、それが後漢の「漢書」藝文志や「説文解字」序に取り入れられて現在に至る。これに対し、筆者は「書契」を(尚書正義)序に引く)鄭玄の「易」注に説くように、「書」文字「契」割り符」とそれぞれを分けて解釈すべきだとする立場に立つ。従って、「書契」文字」なる劉歆以来の認識には与しない。詳しくは別稿にて述べる予定だが、簡単にその概略を述べておこう。まず、先秦諸子百家の文章に「書契」が使われるのは、「易」繫辭傳と成書時期がほぼ同一(前三世紀中頃～統一秦以前)の「周禮」と「太平御

覽」卷四二九引「慎子」佚文のみである。但し、「周禮」では「書契」が「契約文書」の意味で使用される。更に「契」自体、秦の統一に伴う文字の統一政策により、同一概念の秦系の表現である「券」に統一された結果「契」が駆逐され、その解釈も忘却されてしまった。

その後、前漢末の劉向による校書事業の結果、新たな語彙が再発見される中で、「易」の繫辭傳の記述が「文字の古雅な表現」として再解釈され、息子劉歆の「七略」に採録されたのである。そして「七略」の記述に影響を受けた後漢の班固（漢書）の編者、「漢書」では藝文志以外にも、古今人表第八「書契の作りてより」・司馬遷傳費「いにしえ書契の作りてより」・敘傳下「書契後に作る。」で「書契」を使用し、それ以外にも東都賦「書契以來」等の著作で「文字の古雅な表現たる書契」を使用する）や許慎が自らの著作の一部として使用し、それ以降、「漢書」の編者たる班固の文名や、文字学の古典たる「説文解字」の權威から、「文字の古雅な表現たる書契」という認識が定着するに至ったのである（定着しているが故に、鄭玄は「書」「契」を分かち解釈を提示したのである）。

⑦ 「世本」は、始皇帝即位前に基本的に成書されたものが、始皇帝期及び前漢期に追加・文字の改変（避諱）を承けたものである。吉本二〇〇六b参照。

⑧ 「呂氏春秋」の成書時期に関しては、序意篇の「維秦八年、歲在涒灘、秋、甲子朔、朔之日」の「秦八年」が何時に相当するかについてが議論の中心となっている。筆者は新城新造説（新城一九二〇・一九二八）に従い、「秦八年」を始皇帝八（前三一九）年とする。

⑨ 五蠹篇は、「史記」老子韓非列傳以來、韓非の自著になるとして認められている。それに従えば、前三世紀後半（秦の統一秦以前）となる。

⑩ 「蒼頡篇」は李斯が編纂したとされる識字教育書。現在既に散逸し

ているが、出土文字資料の中にその断片が確認されている（居延新簡：2276.E.P.150.1A・同：2429.E.P.150.134A・同：4768.E.P.156.40・居延漢簡釋文合校：2080.合85.21・同：4206.合185.20・敦煌漢簡977：敦M.C.844・同：1695：敦H.H.1459A・同：1697：敦H.H.1460A・同：1699：敦H.H.1461A。簡牘番号は、甘肅省文物考古研究所一九九〇・一九九一、謝桂華他編一九八七に従う）。また、一九七七年に出土した阜陽鼎及古堆一号漢墓（前漢汝陰侯夏侯嬰墓。文帝十五（紀元前一六五）年卒）竹簡に、「蒼頡篇」が含まれていた。これについては、福田二〇〇四を参照されたし。

⑪ 「蒼頡作書」の四字句は、天下統一以前の「呂氏春秋」君守の用例が、その前後を含めて「世本」作篇の佚文と表現が重なることからすれば、「世本」が最古の用例であると推測される。但し、当該部分の「世本」については、「蒼頡作書」（尚書正義）序引」と、「蒼頡作文字」（賈公彥「周禮疏」外史引）との二種の佚文が知られる。「呂氏春秋」や「韓非子」の例からして、後者が「書」を「文字」に改変したと認められるが、改変の理由は、後世蒼頡が作ったものを「書」とするのみでは意味が通じづらくなったので、転写の際に「文字」に改変したものと想定される。この改変は賈公彥によるものではなく、彼の所持していた「世本」が既にその改変を受けた写本であったのだろう。この改変の過程からは、「呂氏春秋」当時でも書記記号を指す「文字」という表記が創出されていないことを再確認させる。

⑫ 吉本二〇〇五。第一部第一章参照。

⑬ 以下、金文については、中国社会科学院考古研究所一九八四の番号を「殷周アラビア数字四桁」形式で挙げ、併せて林一九八四の断代案を挙げる。具体的な大王の在位年が判明する器については、それも併せて挙げる。

⑭ 「詩」の大雅・小雅・周頌は、西周金文との語法・語彙と共通する

部分が多く、その成書は西周後期に遡り得ると判断される。白川一九八一・吉本二〇〇七a参照。

⑮ 西周以前の書記言語での事例である甲骨文・金文が、それぞれの資料の性格上書記号を指し示す表現を使用する機会に恵まれないことがまずは指摘される。また、書記号の異なり数自体が少ない場合、特にそれ等を含めた表現(個々の書記号を包括したメタ表現)自体が必要なかった可能性も想定される。

⑯ もつとも、鄭玄は「堯典・禹貢の若きを謂ふ。此名を達してこれを知らしむ。」と「書」の篇名である可能性を指摘する。本文で挙げた文字の旧称であるとの認識は、或説として引くものである。しかし、前後の文に見える「書」が、何れも「書かれたもの」を意味する以上、ここで唐突に「書」と解釈される事は不自然である。従って、本文で

は寧ろ或説を主として採り上げた。

⑰ 「禮記」曲禮篇の成書時期に関しては、吉本一九九五を参照。

⑱ 「禮記」檀弓篇の成書時期に関しては、吉本一九九二を参照。

⑲ 「墨子」經説上の成書時期に関しては、吉本二〇〇三aを参照。

⑳ 「管子」が齊地の学問を反映した著作であることについては、金谷一九八七結語を参照(但し、同書は君臣上の成書時期を武内一九四三に従い「秦・漢の際にくだる」とする)。また、荀子の生涯については内山一九七六を参照。

㉑ ソシユール一九一〇―一九一一。この辺りの議論は中島隆博二〇〇七第一章が詳しい。

㉒ 音声言語や書記言語を使用しない形での情報伝達については、川田一九七六を参照。

第二章 統一秦期の文字の統一政策について

第一节 文字を統一するには何が必要か？

統一秦期の文字の統一政策について、その具体化として一般に言及されるのは「小篆(隸書)への書体の統一」である。小篆に隸書や他の書体を加えるか否かは別にして、統一秦期に使用される書記号の「書体」が、書写媒体や用途による種別の制約を課されていたのは確かである(後述)。では、「書体の統一」のみで文字の統一が実現されたと認められるのだろうか。

これについて、少々回り道ではあるが、文字の統一とはそもそも何を指す行為なのかについてから考えてみることにしたい。なぜこのような過程が必要かといえ、統一秦期の文字の統一政策を議論するに際し、そもそも文字の統一には何

が必要かについて定義し、この定義と統一秦期の文字政策との比較分析を通じてはじめて、統一秦期の文字統一政策について論ずることが可能となるからである。従来の研究は、本来先に議論すべき文字の統一とは何かというメタ的定義をしないまま議論を展開したために、論者間の議論がかみ合わない印象を与えることになったのである。

さて、文字論の古典として名高い河野一九八〇では、「文字の本質」を「文字も一つの言語記号である。∴（中略）∴文字は視覚に依る。」と定義する。また中村一九八八では、上記河野の定義を踏まえ、「文字」を「言語を視覚的に表すために、その言語社会の中で慣習化・制度化された記号体系である。その意味で、文字は言語記号のさらなる記号と言えよう。」とする。両者の説を踏まえれば、「文字」とは、「社会的に通用する体系を有した視覚化された言語記号」であるとまとめられる。

従って文字を統一するためには、単に書記記号の統一のみならず、それを含めた書記言語の体系そのものの統一が必要であることが理解される。では、書記言語の統一のためには何が必要となるのか。これについては、林二〇〇五が「文字の文字たるゆえん」として挙げる以下の三点が参考となる。

- ① 字形が社会的通用性を必要とする。
- ② 一字一字は、意味を表現するのではなくて、一定の言語単位を表さなければならぬ。
- ③ 文字には、記録すべき言語を記録するのに十分な体系が必要である。

この三者が揃って初めて、書記言語が形成されることを林は指摘する。林の見解は、日本語を対象としたものだが、これは何も日本語ばかりでなく、本論が対象とする戦国から統一秦にかけての中国語にも通用するはずである。

林の議論を踏まえれば、文字の統一にはこの①～③の統一をすればよいことになる。これを以下のⅠ～Ⅲに整理する。

Ⅰ 社会的通用性の統一

Ⅱ 言語単位と表記の関係の統一

Ⅲ 言語としての体系の統一

では、Ⅰ～Ⅲはどのような過程で達成されるのか。これについても林二〇〇五の以下の指摘が参考となる。

同じ意味が時により人によって異なる図形で表現されるような段階では、図形は社会的な通用性を持つことができない。社会的通用性は、図形としての定常性を条件として生まれる。

これは、書記記号をある社会で通用させるための最初の段階として、上述の②に相当する部分、本来恣意的である概念（林の「意味」と視覚化された記号（林の「図形」との関係）を、（どのような方法であるかは問わず）社会的に通用させる必要があることを指摘したものである（但し、ここで林のいう「図形」とは、書記記号の図形的表現として社会的に共有される象徴的な字画の構成要素である「字体」^①に他ならない）^②。

林の指摘は、書記言語一般を対象として述べたものだが、これは文字を統一する上でも当てはまる。何故なら文字の統一とは任意の書記言語を政治的強制力を用いて社会的に通用させることを意味する。従って、文字を統一する最初の段階で、「実と名との関係」の統一（Ⅱ）が実施されることになる。Ⅱが達成された次の段階として、書記記号の表記上の諸規則（書記言語の文法や、縦書き、横書き等の媒体上への書写規則等）を統一する（Ⅲ）。Ⅱ・Ⅲ達成された段階で、ようやく基準としての「統一された書記言語の体系（標準書記言語）」が構築される。その「標準書記言語」が「社会的に統一的に施行される（Ⅰ）」ことで、完全な文字の統一（すなわち「書記言語の統一」）が達成されるのである。

以上の結果、文字の統一のためにはⅠ～Ⅲがすべて達成される必要がある、その中でも最初にⅡ、すなわち「書同文」が達成される必要があることが確認された。また、本書冒頭に述べた、従来の文字の統一として言及される「書体の統一」とは、表記上の諸規則の一、すなわちⅢの一部でしかないことが了解されるだろう。従って、「書体の統一」のみで文字の統一全体を論ずることはできず、それを論ずるためにはⅠ～Ⅲについて検討する必要がある。では、秦の文字政策の中にⅠ～Ⅲに相当するものは実施されたのだろうか。以下、この点について述べることにする。

第二節 統一秦期の書記言語に関する政策

本節では、統一秦期で行われた書記言語に関する諸政策について整理し、それらは前節で述べた文字の統一に必要な諸要素の何に該当するのかについて検討する。

第一項 概念と表現との統一

統一秦期に文字の統一が実施されたとする認識が琅邪台刻石銘文の表記から望文主義解釈で獲得されたに過ぎないことは、山田二〇〇八で既に述べた。しかし、この表記自体が「書同文」を下敷きにしたものである以上、前章で述べた「書同文」の解釈（書記言語の「文」形象）の部分と同じくしたと類似した「言語単位と表記の関係の統一（前節Ⅱ）」に関する政策が行われたことが推測される。

これについて、天下統一前後の秦の書記言語の実態の一端を示す出土文字資料の用例を参考に、「実」と「名」との関係が改められた用例について検証したい。

① 統一された用例——「黔首」——

秦の天下統一に伴って「言語単位と表記の関係」が改変された用例としてよく知られるのが、『史記』秦始皇本紀二十六年条の「更めて民に名づけて黔首と曰ふ」である。

秦始皇本紀の記述に従えば、統一を期に「民」から「黔首」への改変が実施されたことになるが、実は「黔首」という表記自体、始皇帝八（前三九）年の紀年（序意篇）を持つ『呂氏春秋』で既に使用され、また『史記』李斯列伝の逐客令に対する李斯の上書（秦始皇本紀では始皇帝十年とする）にも「黔首」が使用されることから、秦では統一以前から「黔首」が使用されていたことが確認される。

そのため、時期については秦始皇本紀の記述にそのまま従うことはできないが、始皇帝期に「民」を改変する候補として「黔首」が選択されたことは、出土文字資料中に実際にある表記が「黔首」に改変された例が獲得されることから確かである。ここでは、統一前の雲夢睡虎地秦簡と統一後の雲夢龍崗秦簡とに共通する律文を挙げる。^④

雲夢睡虎地秦簡「秦律十八種」田律五十一七

百姓の犬、禁苑の中に入りて、獸を追ひて獸を捕ふるに及ばざる者は、敢えて殺すなかれ。其の獸を追ひて、獸を捕ふるに及ぶ者は、殺せ。

雲夢龍崗秦簡七

黔首の犬、禁苑中に入りて獸を追ひて捕……に及ばざる……。

上例では、睡虎地の「百姓」を龍崗では「黔首」に置き換えている。^⑤これによって、天下統一後に任意の概念とその表現との関係を改変する政策が実施されたことが確認される。^⑥

② 秦系に統一された用例——「字」——

統一秦期の文字の統一政策によって、秦系に統一された表記が、現在まで影響を与えている用例として「字」を採り上げる。

周知のように、「字」は現在でも普遍的に使用される書記記号概念の表現である。

しかし、諸子文献一般において、書記記号に関わる表現として使用されるのは、既に述べたように「書」「文」「名」であって、「字」が使用されるのは『商君書』の一例のみである。「字」の用例の多くは、「個人の成人以降に付けられる個別称謂（日本でいう所の「あざな」）や、「慈乳」的な概念の表現として使用されており、ここからは「字」が書記記号の概念の表現として使用されるのは相当降る可能性が指摘される。

「字」が書記記号の概念を表記する記号として使用されるようになるまでの歴史について、明末清初の人であり、清朝

考証学の祖とされる顧炎武の『日知録』卷二十二に「字」と題した項目があり、彼の見解に従えば、「字」を書記記号を意味する「文字」に関連する表現として採用したのは秦ということになる。

文献上、確実に前三世紀半ば以前に遡り得るような、書記記号に関連する「字」の用例は知られていないが、それでも統一秦前後の用例を幾つか見出すことができる。

例えば、『史記』呂不韋列伝に見える「一字千金」もその一つである。しかし、司馬遷が確実に呂不韋当時の材料を使用しているか否か確言できない（司馬遷の創作である可能性もある）ので、ここではとりあえず参考とするに留めておく。

他の文献では、『商君書』定分篇の「敢へて法令を剏定し、損益一字以上有らば、罪死して赦さず。」が知られる。定分篇の成書時期は、統一秦（前三世紀後半）期か、それ以降の前漢初期（『史記』以前）まで降るかの大きく二説がある。これについては好並一九九二に詳しいが、筆者は秦漢律等の最近の出土資料に定分篇と重なる表現が見られることから（雲夢睡虎地秦簡『詔書』）、その一部分が統一秦以前に遡り得る可能性があると想定するが、本論では定分篇の成書を主題とはしないので、時期については考慮の外に置く。ここでは、『商君書』の編纂地とされる秦地の言説の中に「字」が使用されていることに着目したい。何故なら、上記『史記』呂不韋列伝に見える「一字千金」も、秦地をその舞台としており、顧炎武の指摘するように、書記記号概念の表現としての「字」の用例が秦地で発生したことを推測させるからである。

これを傍証するのが、顧炎武が見ることができなかった出土文字資料の用例である。まずは、里耶秦簡の九九の表に見える以下の記述である。

凡千一百一十三字（里耶秦簡 J1(6) 1 A面 第六欄)⁷⁾

この竹簡は九九の表の最末尾に属し、「凡そ千一百一十三」が九九の各数値（一一八十一まで）の合計数を示すため、「字」そのものは衍字とされる（胡平生二〇〇三）。確かにこの「字」は衍字だろうが、逆に言えば、無意識に「字」を用いることにこそ、統一秦期（J1(8) 17に始皇帝三十四（前二二三）年の紀年が見られる）の書記言語の場では、記号の数

を数える助数詞として「字」を使用することが確言できる。^⑧

里耶秦簡のように、統一秦期に「字」が書記記号の関連表現として使用される用例が存在することを踏まえれば、上記『史記』呂不韋列伝や『商君書』定分篇の記述も、それなりに当時の実情を反映した表現であることが了解される。

また、前漢呂后一（前一八〇）年のものとされる『二年律令』^⑨史律に助数詞としての「字」の使用例がある（竹簡番号は張家山一四七號漢墓竹簡整理小組二〇〇一に従う。以下同じ。また釈字は可能な限り、通行字体に改めた）。

史律 四七五—四七六

史の學童に十五篇を以て試し、能く書五千字以上を風せば、乃ち得て史と爲す。又、八體を以て之を試す。郡に移し、其の八體もて大史に課し、大史課を誦し、最一人を取りて以て其の縣の令史と爲す。殿者は以て史と爲すなかれ。三歳に一もて并課し、最一人を取りて、以て尚書卒史と爲す。

史律 四七七—四七八

トの學童の能く史書三千字を諷書し、ト書三千字を徹し、トして九發して七以上を中つるは、乃ち得てトと爲し、以て官處と爲す。其の能く三萬以上を諷誦する者は、以てト上計六更と爲す。…（缺）…。脩法もて試し、六發して三以上中つる者を以て之を補す。

その他助数詞としての「字」の用法は、文献での『史記』孝武本紀第十二「官名、印章を更むるに五字を以てす。」・同太史公自序第百三十一「五十二萬六千五百字、太史公書を爲る。」等の用例の他、銀雀山竹簡『孫臏兵法』五度九奪「四百二字」・定州中山懷王墓竹簡『文字』「百一十八字」・同『論語』「…五百七十五字」凡九百九十字」・阜陽漢簡『詩經』「…南有科木四十八字…」…「…巢四十八字…」等の出土漢簡の用例が知られ、これらのこと実からすれば、秦に始まった助数詞としての「字」の使用は、前漢を通じて定着したことが確認される。

また、『二年律令』には書記記号としての「字」の用例も知られる。

賊律 一七

□□□して多少其の實を誤る、及び誤脱字は、罰金一兩。誤れども、其の事行ふの可なる者は、論ずるなかれ。

賊律17の律文に見える、「及び誤脱字は、罰金一兩。」の表現は、『漢書』藝文志「字或ひは正からざれば、輒はち舉劾す。」に類似し、この部分が劉歆『七略』に基づく記述であることからすれば、助数詞と同様書記記号の表現としての「字」が前漢を通じて使用されていたことを確認させる。

以上のことを踏まえると、書記記号の表現や助数詞としての「字」の用法は秦に始まり、前漢でそれが定着した。また、律文に書記記号の意味で使用される表現が「字」のみである以上、秦、前漢において「字」が公的表記となったことが確認される（東方系の「文」「名」は採用されなかった）。

但し、「字」が書記記号の表現として使用されるようになった系譜については不明である。何故なら「字」が書記記号に関連する表現として用いられた用例が、その初出の時点で既に（「助数詞」「書記記号そのもの」のように）抽象化した概念の表現として使用されているためである。或いは白川一九七〇が指摘するように、上述の「名」の持つ助数詞的用法との例と同様に、「字」も個人識別称の「字」から派生したのかもしれない。

③ その他の統一された用例

①②では、秦の天下統一を期に、「任意の概念とその書記記号による表記との関係」が改変された用例を挙げた。それ以外にも該当する用例は複数存在するが、書記記号による表記それ自体は必ずしも秦系のそれに統一されるわけではなかったようである。

これについて、吉本二〇〇三・二〇〇七bでは龍崗秦簡・張家山漢簡二年律令に類出する「縣官」が雲夢睡虎地秦簡の「公」に相当するものであり、張家山漢簡『奏讞書』一七四—一七九に「異時魯法」として挙げられるテキストに見えること等を根拠に、齊魯地域で使用されていた表記である「縣官」が、秦の天下統一を契機として、秦の公的表記に取り入れられたのではないかと指摘する。

また、大西二〇〇六では、秦系の句末字である「殿」と六国系の「也」の関係について、当初「殿」で統一が図られたものの、後に書写の簡便さからか「也」が優勢となったことを指摘し、これらの改変の実例を踏まえて、公的用語の整理が文字の統一の実態ではなかったかと指摘する（本論で述べたⅡに相当）。大西は本論で述べたⅢの部分の考慮に入れていないが、指摘自体は妥当と言える。

吉本・大西の指摘を踏まえれば、語彙の置き換えという文字の統一政策が、統一を期に発生したものではなかったことや、その政策が統一以降も揺れを見せながら遂行されていたことが了解される。すなわち、秦では統一以前から新たに秦の支配に組み込まれた地域を対象にⅡの政策が実施されたのであり、統一後もそれは遂行され続けていたのである。

第二項 運用面の統一

前項では、統一秦期の文字の統一政策の一部として、「言語単位と表記の関係の統一」政策が実施されていたことを確認した。これは、前節の「Ⅱ言語単位と表記の関係の統一」に相当することは既に述べたが、これだけでは書記言語の統一は実現されない。書記言語も言語である以上、それを運用するための「Ⅲ言語としての体系の統一」が達成される必要があるからである。

統一秦期の文字の統一政策の中でⅢに該当するものとして、「書体の統一」がその代表として挙げられる。

秦による天下統一に伴って、従来各国で使用されていた書体を廃し、秦で使用されていた書体への統一が行われたのは紛れもない事実であり、従来この政策が文字の統一政策の実態として知られてきた。

例えば、度量衡の標準器として使用されることを企図した青銅器が複数知られるが、その青銅器に鑄込まれた詔文「廿六年。皇帝盡く天下諸侯を并兼す。黔首大ひに安んず。號を立てて皇帝と爲る。乃はち丞相狀・綰に詔す。度量法則、壹ならざるの歎疑ある者は、皆な明らかにしてこれを壹にす。」は小篆で記されており、この事実は標準的な書体の一つと

して小篆が採用されたことを確認させる。

更に、今日残された現物や拓本類から判断すれば、始皇帝の巡行先に建立した碑文も小篆で記されていたことは確実である。特にこれら刻石の殆どが旧六国地域に建立されたことからすれば、書体の統一という政策が存在していたことは明白である。

また、行政文書用の書体についても、統一秦以前の雲夢睡虎地秦簡・統一後の雲夢龍崗秦簡・更に統一後の里耶秦簡の何れも今日の我々が隸書に分類する書体で記されていることからして、行政用文書の標準書体が規定されていたことが確認される。

上述のように、現在獲得されている出土文字資料からは、小篆と隸書への書体の集約化が確認されるのは事実である。

しかし、ここで注目すべきなのが、張家山漢簡『二年律令』史律四七五—四七六に見える「十五篇」「八體」である。前者は、『蒼頡篇』（上述するように、李斯編纂とされる識字書）のこととされ、本条が秦律に基づくことを想起させる。また、「八體」は『說文解字』序が挙げる「八種類の書体」と解釈されるが、許慎『說文解字』序では、「八體」を秦以来のものとし（自爾秦書有八體。一曰大篆。二曰小篆。三曰刻符。四曰蟲書。五曰摹印。六曰署書。七曰殳書。八曰隸書。）、史律とほぼ同内容の尉律の條文を引く。^⑮

「律」という政治権力によるその内容の強制力を伴うテキストに「八體」と書体の制限が記されることからすれば、（漢律の祖先たる秦律が規制する）統一秦期の書記言語の実体として、書写媒体に応じて使用する書体が指定されていたが、それは小篆と隸書という二種類ののみではなかった可能性もある。

では、何故これがⅢに該当するのか。単に書体の集約のみでは確かにⅢではなくⅡが相応しいが、統一秦では書体を使用する場が規定されており、これは正しく運用面の統一に他ならないからである。

本項では運用面の統一について書体を中心に述べたが、それ以外については富谷二〇〇三の記述が参考となる。富谷二

〇〇三では、発行する文書の種別や格付けの存在について指摘し、それぞれの文書の種別や格付けに対応した書体・文
体・書写媒体等の規定が存在したことを明らかにする。これを富谷は「文書行政に関する規定の確立」と定義し、これこ
そが統一秦期の文字の統一政策だったとする。富谷の説は、本論が指摘するⅡについて考慮に入れていない点は問題だが、
Ⅲの要素についての確に指摘したものとと言える。

第三節 統一秦期の文字の統一

以上、統一秦期の文字の統一政策について、文字の統一に必要な要素を整理する所から始め、次に統一秦期の書記言語
に関する諸政策について述べた。

一節では、文字の統一にはⅠ～Ⅲの要素が必要であることを述べた。

秦では上記の定義のうち、Ⅱに相当する「実」と「名」との関係の改変やⅢに相当する状況に応じた書記言語の運用
(書体・書写媒体・文体等)に関する政策が施行されたことが確認された。それが秦の天下統一という政治的な統一によつ
て、天下全体に対するⅠの実現に繋がったのである。

これを踏まえれば、確かに統一秦で行われた文字政策は、その全体として文字の統一に帰結するものであったと評価さ
れ、文字の統一と称して問題ないと言える。

① 一般的には「字形」として語られる事が多いが、本論では笹原二〇

〇六の定義に従って、より抽象的な概念である「字体」を使用する。

以下、笹原二〇〇六の定義する「字形」「字体」について挙げておく。

「字形とは」実際に鉛筆、ペンなどの硬筆や毛筆で書かれたり、活
字などで印刷されたり、石に彫られたり、パソコンなどで画面表示な
いしプリントアウトされたりして、目に見えるようになった字の具体
的な形を指す。「字体とは」個々人の脳裏にある、字の形を抽象化

した骨組みであり、社会的な約束によって成り立っている字画の構成
の概念である。…(中略)…この心理的存在である「字体」が、個々
の「字形」として具現化するわけである。」

② 何故、「書体」ではなく「字形」なのか。それは、「書体」が「おの
おのの文字に対して統一に施されたデザイン(笹原二〇〇六)」を
指すからである。「書体」がデザインセットに過ぎない以上、いくら
それが統一されたとしても、個々の概念とその表現としての書記記号

の関係が統一されていなければ、Ⅱは決して成立しないからである。従来の「書体の統一＝文字の統一」とする認識は、この関係を認識していないのである。では、何故統一秦期の文字の統一なる用語が唱えられたのか。それは、本論冒頭でも述べたように、琅邪台刻石銘文に「同書文字」なる表現が見え、「文字＝書記号」の関係を自明の理として解釈した結果、文字の統一として提示されたことに起因する。更にその表現の内実として、確認可能だったのが篆書・隸書への書体の統一であったことが「文字の統一＝篆書・隸書への書体の統一」認識成立の過程である。

③ 大西二〇〇六では、秦簡と楚簡との比較から、統一以前に征服地で使用されていた表現を、秦が使用する表現に改める政策を行っていたことを指摘している。

④ 雲夢睡虎地秦簡が統一秦以前の律文であることは、松崎二〇〇〇が既に指摘する。吉本二〇〇七bでは、「黔首」への置換は始皇四年（六年の間に開始されたこと、また避諱等の統一を期に実施されたこと）思われてきた諸政策が、それ以前から段階的に実施されてきたことを指摘する。なお、竹簡の簡号については、龍岡秦簡は中国文物研究所・湖北省文物考古研究所二〇〇二所収のものを、睡虎地秦簡については睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇所収のものをそれぞれ使用する。

⑤ 吉本二〇〇七bでは、「姓」が始皇帝の諱「政」と疊韻であるために改変の対象となった可能性を指摘する。

⑥ 本文で述べた秦簡の事例では「民」以外の表現が「黔首」に改変されたことを明示する。また獲得された秦簡の用例からは、「民」が「黔首」に改変された事例が知られていない。また、李斯列伝の上書では「民」「黔首」の双方が使用され、「史記」秦始皇本紀に引く賈誼「過秦論」では、「黔首之民」という表現が使用されるように、秦始皇本紀の「民が黔首に改変された」という記述に問題がある可能性す

らある。「黔首」については更なる検討を要するが、本論では、ある表現を他の表現に強制的に改変する事例として「黔首」の存在が確認できれば良いので、これ以上の言及は行わない。

⑦ 竹簡の簡号は、湖南省文物考古研究所二〇〇七に従う。

⑧ 無意識の書写の結果として衍字が発生した以上、書記号の数を記す際に使用する助数詞として「字」を使用する習慣が定着していることを示すからである。

⑨ 「二年律令」の「二年」が、呂后二年を指すか否かについては異論もある。富谷至編二〇〇六所収の富谷至による緒言に詳しい。筆者は富谷説と同じく、呂后二年説を採る。

⑩ 「説文解字」序引射律にも同様の内容が記される。但し、射律では「書或不正。輒舉効之。」に作っている。ここからは、「字」と「書」が置き換え可能な表現であることが了解される。

⑪ 江村二〇〇〇第三部第二章では、戦国から秦、漢に至る出土文字資料を通じた書体の変遷を整理し、少なくとも秦系と楚系の間には大きな断絶が見いだせることを指摘する。そして「秦国の文字はある程度の変化（特に簡化）を伴いながら漢に完全に受継がれている。（江村二〇〇〇・五九七頁）」と結論づけている。

⑫ 雲夢睡虎地秦簡・統一後の雲夢龍岡秦簡は、何れも湖北省孝感市安陸市より出土している。これらは何れも楚の本拠地に近接した地域であり、前二七八の白起による楚の本拠地（湖北省荆州市）攻略の後、秦の支配下に帰したものである。これら秦簡が何れも秦の書体を用いていることからすれば、統一を契機として書体の変化が行われたというより、Ⅱの政策が統一以前から遂行されていたように（本章第二節参照）、他国の領域を征服する都度、秦系への書体の一元化政策が実行されていたとすべきである。

⑬ 射律「學僮の十七已上は、始めて試するに九千字を諷書すれば、乃

はち史爲るを得。又た八體を目て之を試し、郡太史に移し、并せて課し、最者を目つて尚書史と爲す。書或ひは正からざれば。輒はち之を

擧効す。」

おわりに

以上、「書同文」が指し示す概念と、統一秦期に実施された文字の統一との関係について述べた。

両者とも、「任意の概念とその表現（及び書記記号による表記）」との関係を一意に定める」という志向は異なるところがない。また、それが撰文者の属する現実の時空間で既に実現されているという「現状認識」を明示したという点も同様である。このように、それぞれの表現の形は異なるものの、解釈自体は重なる部分が多いことが確認された。

但し、両者の間には、大きな違いもある。これについて最後に述べることにしよう。

両者の違いとは何か。それは、前者の事例として該当する、儒家の礼の各種状況に応じた概念表現の規定や、墨家の経説や名家の議論、或いはカールグレン一九二六の説く「前三世紀の標準文語」的な各国を跨いで通用する書記言語は、あくまで「事実上の標準」として現前に存在（「書同文」の実現）すると認識しているのである。

対して後者は、秦の天下統一の過程で、政治的強制力を伴う「任意の概念とその表現（及び書記記号による表記）」との関係を一意に定める」政策を遂行した結果、「書記言語の公的標準」が創出されたという状況を明示している点である。これは荀子の説く「正名」の理想に近い状況だろう。①そもそも「正名」とは政治的強制力を伴った「任意の概念とその表現との関係を一意に定める」（本論のⅡに相当する）行為なのである。

但し、この統一は、当初あくまで行政用文書を対象としたものであった。それは何より文字を通じた行政の効率的運用を企図したものに他ならない。神野志隆光は、日本古代における文字の普及を政治の問題であり、「文字（漢字）の交通を作り上げること、国家が作られる。」とし、文字の普及を通じた国家の形成について述べているが（神野志二〇〇七）、

神野志隆光の指摘は統一秦期の文字の統一政策にも当て嵌めることが可能だろう。

河野一九八〇の説くように、書記言語が視覚に訴える言語であることを鑑みれば、書記言語の統一は、視覚を通じた秦の天下支配そのものなのであり、文字の交通を中央が統御することもまた、秦の統一を支える重要な要素、すなわち、糶山一九九四が指摘するように「行政・支配のための道具」に他ならないのである。^②

このような視点で、秦の文字の統一政策を捉えた場合、避諱も「正名」の範疇に含まれることに気づく。何故なら、避諱は「君主の個別称謂に関連する表現を、他の表現に改変する」行為であり、それによって「任意の概念とその表記との関係が、政治的強制力の下で他の表現に改変される」行為そのものだからである。

更に言えば、所謂焚書政策もこの範疇に含めて論ずることが可能である。焚書政策について李斯の上書（それが「制曰可」という皇帝の決済を経て詔となる）では、「文字を学びたい者は吏について学べ」と述べる。これは、識字教育の最初歩の時点から、秦の行政用書記言語セット以外での学習を禁ずることであり、これは私的な書記言語の世界にまで政治による介入が企図され、（それが制可された以上）実施されたことを意味する。すなわち、焚書政策が実施された結果、書記言語のコントロールは「行政用文字」の垣根を越えて一般的な文字使用にまでその範疇を拡大することになったのである。

文字の統一の波は、焚書の枠内から外された日書（日々の吉凶を記した占いの書物）の表現すら、秦の文字統一政策によって改変された表現に改められていることから、その影響が確認される（この事例は、統一以降、焚書以前の出土文字資料のため厳密には違うが、ここから焚書以前に私的な書記言語の世界にまで秦の文字統一政策の波が押し寄せていたことを確認させ、焚書はそれをより全国規模で大規模に行っただけであることを想起させる）。

後世、焚書政策は、統一秦の悪政の象徴として人口に膾炙するが、これは文字の統一政策の一貫であり、（上述のように）それ自体は、荀子的儒家が理想とする「言語を政治が支配しコントロールする」状態を、書記言語の分野で実行したに過ぎない。そして、統一された書記言語を通じた情報の交通路の把握が、秦の天下統一を支える重要な要素だったので

ある。

① 内山一九七六も「荀子の名実論の、王者が「名」を制定するという主張を、文字の面に当てはめたもの」と、統一秦の文字の統一を「実

参 考 文 献

日文(五十音順)

内山 俊彦 一九七六 「荀子」評論社(後、講談社学術文庫一三九

四に再録。一九九九年)。

太田 幸男 二〇〇三 「秦」 松丸 道雄・池田 温・斯波 義

信・神田 信夫・濱下武志/編 「中国史1——先史—後漢——」

世界歴史大系。所収。山川出版社。

大西 克也 二〇〇六 「戦国時代の文字と言葉——秦・楚の違いを

中心に——」 「長江流域と巴蜀、楚の地域文化」 所収。アジア地域

文化叢書Ⅲ。雄山閣。

金谷 治 一九八七 「管子の研究——中国古代思想史の一面——」

岩波書店。

カールグレン ヘルンハルト 一九二六 "On the authenticity and

nature of the Tso chuan, Götetobog (小野忍訳「左傳眞偽考」。文求

堂書店。一九三九)。

川田 順造 一九七六 「無文字社会の歴史——西アフリカ・モシ族

の事例を中心に」。岩波書店(後、岩波現代文庫学術六〇に再録。

二〇〇一年)。

河野 六郎 一九七七 「文字の本質」「文字」岩波講座日本語八。

岩波書店。後、「河野六郎著作集」三。平凡社。一九八〇。所収。

神野志隆光 二〇〇七 「文字文化世界の形成——東アジアの古典古

代」「古典日本語の世界——漢字がつくる日本」 所収。東京大学教

と名との関係の統一」の実現として理解する。
② 但し、榎山は文字統一を「小家を標進書体とした」との立場をとる。

養学部国文・漢文学部会編。東京大学出版会。

笹原 宏幸 二〇〇六 「漢字のはたらき」「朝倉漢字講座」二。朝

倉書店。

白川 静 一九五五 「甲骨金文学論叢」初集。立命館大学中国文学

研究室

—— 一九七〇 「説文新義」5。白鶴美術館。本論では、白川静著

作集。別巻第一期。二〇〇二。所収のものを使用した。

—— 一九八一 「詩経研究」通論篇。朋友書店。本論では、白川静

著作集十。二〇〇〇。所収のものを使用した。

新城 新蔵 一九二〇 「再び左傳國語の製作年代を論ず」。『藝文

九。後、「東洋天文学史研究」、弘文堂書房、一九二八。所収。

ソシユール フェルナン ド 一九〇一—一九一一 "Some cours de

linguistique générale" (影浦峽・田中久美子訳「ソシユール一般言語

学講義——コンスタンタンのノート」東京大学出版会。二〇〇七

年)。

武内 義雄 一九四三 「易と中庸の研究」。岩波書店。本論では、

「武内義雄全集」第三卷。一九七九。所収のものを使用した。

鶴間 和幸 一九九六 「秦始皇帝の東方巡狩刻石に見る虚構性」

「茨城大学教養部紀要」三十。

—— 二〇〇一 「秦の始皇帝——伝説と史実のはざま」歴史文化ラ

イブラリー一三三。吉川弘文館。

富谷 至 二〇〇三 「木簡・竹簡の語る中国古代理書記の文化史」岩波書店

—— 二〇〇六 「江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究」論考篇。朋友書店。

中島 隆博 二〇〇七 「残響の中国哲学——言語と政治——」東京大学出版会。

永田 英正 二〇〇一 「漢字」。河野 六郎・千野 栄一・西田龍雄編著『世界文字辞典』（言語学大辞典）別巻。所収。三省堂。

中村 完 一九八八 「文字総説」。『漢字とは』漢字講座第一巻。所収。明治書院

林 史典 二〇〇五 「日本語の文字と書記」。『文字・書記』所収。朝倉日本語講座二。朝倉書店。

林 巳奈夫 一九八四 「殷周時代青銅器の研究」殷周青銅器総覧1。吉川弘文館。

福田 哲之 二〇〇四 「説文以前小学書の研究」創文社。

藤枝 晃 一九七一 「文字の文化史」岩波書店（現在は、講談社学術文庫。講談社。より再版）。

松崎 つね子 二〇〇〇 「睡虎地秦簡」明德出版社。

榎山 明 一九九四 「秦の始皇帝——多元世界の統一者——」中国歴史人物選 第一巻。白帝社。

山田 崇仁 二〇〇四 「『孟子』の成書年代について」『立命館東洋史学』二七。

—— 二〇〇五 「礼記」中庸篇の成書時期について——N.grammerを利用した分析——『中国古代理書論叢』続集。立命館東洋史学会。

—— 二〇〇六 a 「周禮」の成書時期・地域について『中国古代理書論叢』三。立命館東洋史学会。

—— 二〇〇六 b 「春秋三伝の先後関係について」東亜文史論叢。二〇〇六年特集号。

—— 二〇〇八 「文字」なる表記の誕生」『中国古代理書論叢』五。立命館東洋史学会。

矢野 千載 二〇〇五 「書同文字小考——近年の動向と書法研究」。『日本文学会誌』十七。

好並 隆司 一九九二 「商君書研究」淡水社。

吉本 道雅 一九九二 「檀弓考」『古代文化』四四。

—— 一九九五 「曲禮考」『中国古代理書研究』小南一郎編。所収。

—— 二〇〇二 「左伝成書考」『立命館東洋史学』二五。

—— 二〇〇三 a 「墨子兵技巧諸篇小考」『東洋史研究』六二—二。東洋史研究会。

—— 二〇〇三 b 「春秋三伝小考」『東亜文史論叢』一。東亜文史研究会。

—— 二〇〇五 「中国先秦史の研究」京都大学学術出版会。

—— 二〇〇六 a 「夏殷史と諸夏」『中国古代理書論叢』三。立命館東洋史学会。

—— 二〇〇六 b 「史記匈奴列伝疏証——上古から冒頓单于まで——」『京都大学文学部研究紀要』四五。

—— 二〇〇七 a 「左伝」と西周史」『中国古代理書論叢』。立命館東洋史学会。

中文（拼音順）
陳昭容 一九九七 「秦」書同文字」新探」『中央研究院歷史語言研究所集刊』六八—三。
甘肅省文物考古研究所他編 一九九〇 「居延新簡——甲渠候宮与第四椽」文物出版社。

- 甘肅省文物考古研究所編 一九九一 『敦煌漢簡』中華書局。
湖南省文物考古研究所編著 二〇〇七 『里耶發掘報告』岳麓書社。
胡平生 二〇〇三 『讀里耶秦簡札記』《中國文物報》。二〇〇三年九月十二・十九日号。
李珍・周長楫編撰 一九九九 『漢字古今音表』(修訂本)。中華書局。
劉金華 二〇〇三 『秦漢簡牘：九九殘表、述論』《文博》二〇〇三年第三期(總第114期)。
裘錫圭 一九八八 『文字學概要』商務印書館。
王輝 二〇〇〇 『秦出土文獻編年』新文豐出版社。
謝桂華他編 一九八七 『居延漢簡積文合校』文物出版社。
睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇 『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社。
吉本 道雅 二〇〇七b 『睡虎地秦簡年代考——附論日本中国古代

- 史研究的現狀」(孫正軍訳)。「北京与京都——架設中日の知識橋梁」；北京大學与京都大學第二次人文學術研討會論文或提要集。北京大學歷史學系。
張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著 二〇〇一 『張家山漢墓竹簡——二四七號墓』文物出版社。
趙平安 二〇〇六 『新出《史律》與《史籀篇》的性質』簡帛網。在
線・http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=283
中國社會科學院考古研究所編 一九八四 『殷周金文集成』中華書局。
中國文物研究所・湖北省文物考古研究所 二〇〇一 『龍崗秦簡』中華書局。

(立命館大學非常勤講師)

A Study of *shu tong wen* 書同文 and the Qin Dynasty Policy of
“Standardization of Written Language”

by

YAMADA Takahito

Among the several policies instituted by the Qin dynasty (defined for purposes of this article as the period from the unification of the China by Qin Shi Huang in B.C. 221 to the downfall of the Qin state) was one that later came to be known as the policy of the “standardization of written characters.” The reality of the policy of “standardization of written characters” is generally understood as an attempt “to make the style of the Qin State the standard form for written characters.” However, there have been many objections to this interpretation and no definite conclusion has been reached on the point. This article aims to resolve this issue.

First, I have analyzed the phrases *shu tong wen* 書同文 and *shu tong ming* 書同名 (both of which are taken from works of the Warring States period, prior to the Qin dynasty) that are sources of the phrase *shu tong wen zi* 書同文字 that symbolized the Qin dynasty policy of “standardization of written characters.”

As a result, I have made clear that these phrases both mean a “determination that there should be unity in the conception of individual discretion in scribal written language and in the representation of it.” Moreover, I point out that the idea of standardizing the written language had already existed among the thinkers of Warring States Period.

Next, based on this conclusion, I preceded to examine the policy of the “standardization of written characters” of the Qin Dynasty.

I first analyzed the prerequisites for “standardization of characters.” I concluded that three essential elements were required: (1) standardization of social usage, (2) standardization of the relationship between linguistic units and their written representation, (3) standardization of the system as a language. Next, I analyzed the policy regarding the written language chiefly on the basis of data from written materials excavated from the period of the Qin dynasty. As a result, I confirmed that Qin Dynasty policy on the standardization of characters corresponded to policy that would implement conditions (2) and (3) above, and that the unification of China had brought about condition (1). Given the above, it is clear that the policy

of Qin dynasty can correctly be called a policy of the “standardization of written characters.”

What then are the points of similarity and difference between the Warring-States-period phrases *shu tong wen* (writing matches the text) and *shu tong ming* (writing matches the name) and the Qin dynasty policy of standardizing written characters? First, they are similar in that both aimed at standardization of the written scribal language. The difference was that in contrast to the earlier terms which indicated the “de-facto standard,” a recognition of reality, the latter was the stipulation of a “de-jure standard” that was to be enforced by political authority. On the basis of this difference, the Qin dynasty policy of the standardization of written characters was the visualization of the rule of Qin dynasty itself, and the control of the routes by which information flowed by standardization of the written language was an important element supporting the rule of the Qin empire.

Peacemaking in 13th-Century Iceland:
A Consideration of the Submission to Norwegian Kingship

by

MATSUMOTO Sayaka

Iceland was settled mainly by Norwegian Vikings in the period c.870-c.930. Towards the end of this period, settlers established laws and an assembly system. They kept Iceland’s ‘independent’ status until 1262/64, at which time Icelanders swore to pay tribute and submit to the king in Norway. Subsequently, the country was under foreign rule until the foundation of the republic in 1944. In the 19th and early 20th centuries, under the influence of the struggle for independence, the society that had existed during the period c.930-1262 began to be called *þjóðveldi*, usually translated as ‘the Commonwealth’ or ‘the Free State’. It was thought of as a ‘commonwealth’ composed of free farmers, who refused the rule of any king. Since then, the Icelandic Commonwealth Period has been praised as a golden age, while the period under foreign rule was thought of as an Icelandic dark age. There was a tendency to revise such a nationalistic view in the 1970s as the Sagas (prose stories written in Old Norse in the 12th-14th centuries) began to be re-evaluated as historical sources, but little attention has been paid to the period